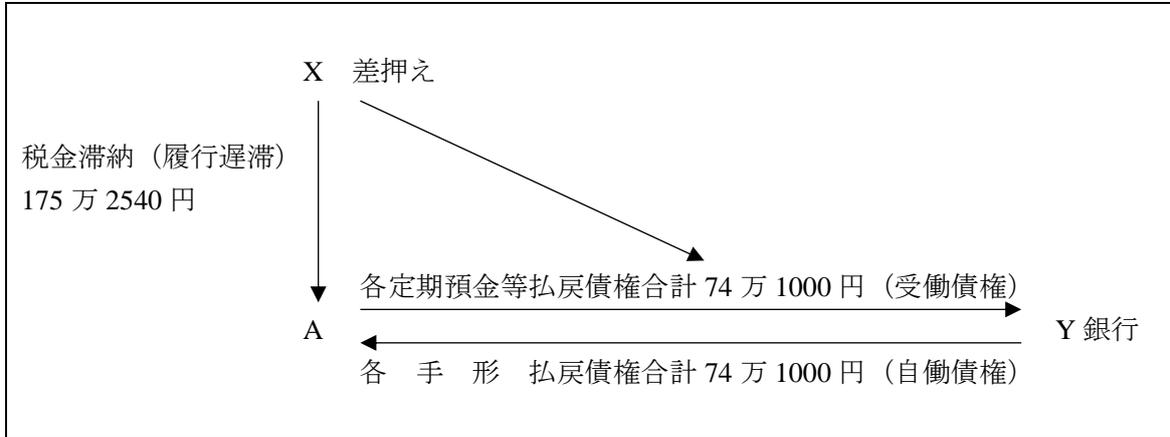


関係図と時系列等  
 (最大判昭和 39・12・23 民集 18 卷 10 号 2217 頁)

【1】関係図



【2】時系列 (第一審判決添付目録 [民集 18 卷 10 号 2250-2251 頁] をもとに作成。)

自働債権 (各手形払戻債権, 手形貸付金債権)			受働債権 (各定期預金等払戻債権, 本件被差押債権)		
貸付日	金額	弁済期	預入日	金額	満期日
自① 昭和28年 8月14日	100000	昭和28年10月 9日	受① 昭和28年 4月 9日	50000	昭和28年10月 9日
			受② 昭和28年 4月17日	50000	昭和28年10月17日
			受③ 昭和28年 4月22日	27000	昭和28年10月21日
			受④ 昭和28年 4月22日	23000	昭和28年10月21日
			受⑤ 昭和28年 5月 1日	50000	昭和28年10月31日
自② 昭和28年 9月18日	300000	昭和28年11月16日	受⑥ 昭和28年 5月22日	50000	昭和28年11月22日
自③ 昭和28年 9月12日	200000	昭和28年11月24日	受⑦ 昭和28年 6月 1日	50000	昭和28年12月 1日
自④ 昭和28年 9月18日	141000	昭和28年12月 1日	受⑧ 昭和28年 6月 5日	50000	昭和28年12月 5日
			受⑨ 昭和28年 6月30日	100000	昭和28年12月30日
			受⑩ 昭和28年 7月11日	200000	昭和29年 1月11日
			受⑪ 昭和27年12月11日	91000	昭和30年12月10日
合計	741000		合計	741000	

昭和28年 9月29日 (1) Xの差押え  
 昭和28年10月 9日 (2) Yの相殺の意思表示

※順序は弁済期・満期日を基準とする。

【3】本判決がどのように当てはめを行ったか

時系列中の自①と受①②, 自②~④と受⑥~⑪は, 相殺予約に基づき, 相殺可能で, 差押日に相殺したことになる。しかし, 受③~⑤は, 先に弁済期が来る自働債権がないので, 相殺不能ということになる。

最大判昭和 39・12・23 は最大判昭和 45・6・24 によって変更されたので, ここまで詳細に検討することに意味があるのかと思う学生さんも多いかもしれません。しかし, 関係図と時系列を書いた上で, 本判決がどのように当てはめを行ったかを考えられれば, 本件第一審判決, 本件控訴審判決, そして, 本判決がきちんと読めていると言えますので, 自信をもってください。別の言い方をすれば, 自分が判決をきちんと読めているかをチェックするのに, もってこいの判決です。時間に余裕があるときに, チャレンジしてみましよう。